

静岡県告示第707号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「島田掛川信用金庫浜岡北支店」を削る。

2の(3)のエの表島田掛川信用金庫浜岡北支店の項を削り、同表浜松磐田信用金庫葵町支店の項所在地の欄中「二丁目12番1号」を「三丁目17番15号（あずきもち支店内）」に改める。

附 則

この告示は、令和3年9月10日から施行する。ただし、浜松磐田信用金庫葵町支店に係る改正規定は、令和3年9月13日から施行する。